令和9年度　高知市

# 放課後児童クラブ
# 入会のご案内



**4月入会の受付期間**

## 令和8年12月21日(月)～
## 令和9年1月15日(金)

**5月以降入会の受付締切**

**入会希望月の前月(1か月前)の20日まで**

**次のいずれかの受付場所にご提出ください。**

- **各高知市放課後児童クラブ**
- **春野地区放課後児童クラブ**

児童クラブの開設時間
詳細はP.3へ

- **子ども育成課**(本庁舎3階302窓口)…　9時00分～16時30分

**土曜日・日曜日・祝日、郵送、FAX、電子メール及び学校での受付はしておりません。**

# お知らせ

○ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の対象は、「小学校1～6年生」です。

○ この入会案内は、高知市が設置している高知市放課後児童クラブについての入会案内です。
次の点にご注意ください。

1 この入会案内は、令和8年10月1日現在の内容で作成しています。
内容に変更があった場合は、入会申込者に文書でお知らせしますので、ご了承ください。

2 入会案内の本文中、児童クラブとあるのは高知市放課後児童クラブを指しています。

## 用語の説明

（児童クラブに関すること）

＊開設……児童クラブを設置すること
児童クラブで児童を受け入れて活動すること、またはその時間帯
＊来所・帰会‥‥児童クラブに来ること
＊在所……児童クラブに居ること
＊休会……児童クラブを休みにすること
＊帰宅……児童クラブから家に帰ること
＊入会……児童クラブに入ること
＊退会……児童クラブをやめること

（小学校に関すること）

＊登校……学校に行くこと
＊下校……学校から帰ること
＊在校……学校に居ること
＊休校……学校が休みになること
＊長期休業……春休み・夏休み・冬休みなどの休みのこと
＊代休日……土曜日・日曜日に行事を行った場合の振替休日の日のこと

# 目次


| | | |
|---|---|---|
| 1 | 高知市放課後児童クラブ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.1 |
| 2 | 手続きのご案内 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.2 |
| 3 | 入会申込の日程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.3 |
| 4 | 提出書類について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.4 |
| 5 | 児童の健康状態及び配慮事項について ・・・・・・・・・・・・・・・ | P.5 |
| 6 | 校区外通学の児童について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.6 |
| 7 | 保護者負担金について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.7 |
| 8 | 緊急時の帰宅方法について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.8 |
| | 放課後児童クラブ入会申込に関する留意事項 ・・・・・・・・・・・・ | P.9 |
| 様式 | 高知市放課後児童クラブ入会申込書 ・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.10 |
| 様式 | 児童の状況票 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.11 |
| 様式 | 父親の添付書類（様式１～３） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.12 |
| 様式 | 母親の添付書類（様式１～３） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.14 |
| 様式 | 食物アレルギー等に関する対応申請書 ・・・・・・・・・・・・・・・ | P.16 |
| 様式 | 与薬依頼書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.17 |
| 様式 | 入会申込取消届 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.18 |
| 様式 | 退会届 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.19 |
| 資料 | 放課後児童クラブ一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.20 |
| 資料 | 児童が放課後を過ごす場所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P.22 |

# 1　高知市の放課後児童クラブ

高知市における児童クラブは、保護者が労働等によって、昼間家庭にいない小学生の健全な育成を図ることを目的として設置しています。児童クラブの概要や過ごし方などはおおむね下のとおりです。

## 1．児童クラブの概要



### 開設場所

35校82クラブ（令和8年10月現在）

### 開 設 日

| 通常開設 | 一日開設 |
|---|---|
| ○ 学校の放課後 | ○ 春休み・夏休み・冬休みの長期休業日<br>○ 学校の代休日<br>○ 5・6・9・10・11・12・1・2・3月の第三土曜日<br>（上記第三土曜日が祝日の場合は、第二土曜日） |

### 休 会 日

- 土曜日（上記の開設する土曜日を除く）、日曜日、祝日
- 年末年始（12月29日～翌年1月3日）
- 臨時休会については、随時連絡します。



## 2．児童クラブでの過ごし方

### ① 通常開設…放課後～18時

| | | |
|---|---|---|
| 下校 | あいさつ | ・健康状態等の確認 |
| | れんらくちょう<br>提出 | ・連絡事項の確認<br>・帰宅時間の確認 |
| | 学習 | ・宿題等を自主的に取り組む |
| | 遊び | ・屋内<br>読書、ブロック、折り紙等<br>・屋外<br>ボール遊び、鬼ごっこ、<br>遊具を使用しての遊び等 |
| | おやつ | ・おやつ |
| | 片付け・掃除<br>帰りの会 | ・片付け<br>・帰宅準備<br>・一日のふり返り<br>・連絡、注意事項の伝達<br>・帰宅時の安全指導 |
| 18時 | あいさつ・帰宅 | |

### ② 一日開設…８時～18時

| | | |
|---|---|---|
| 8時 | あいさつ | ・健康状態等の確認 |
| | れんらくちょう<br>提出 | ・連絡事項の確認<br>・帰宅時間の確認 |
| 9時 | 朝の会 | ・児童の出欠確認<br>・今日の予定の説明 |
| | 学習・本読み | ・宿題等を自主的に取り組む |
| | 遊び | ・行事、校外活動、集団遊び、<br>自由遊び（屋外・屋内） |
| 12時 | 昼食（弁当） | |
| 13時 | 遊び | （夏休みは休息の時間がある<br>クラブがあります。） |
| 15時 | おやつ | ・おやつ |
| | 片付け・掃除<br>帰りの会 | ・片付け<br>・帰宅準備<br>・一日のふり返り<br>・連絡、注意事項の伝達<br>・帰宅時の安全指導 |
| 18時 | あいさつ・帰宅 | |

## 3．一時支援事業

高知市では、児童クラブの定員に余裕がある場合で、保護者が疾病、出産等により、児童の健全育成が困難な場合に、おおむね７日以上１か月未満の間利用できます。詳しくは子ども育成課までお問い合わせください。

# 2　手続きのご案内

## 1.入会の手続き

### ①　入会基準

次の3要件すべてを満たすことが基準となります。
- 小学校に就学している児童であること
- 保護者が労働等により昼間家庭にいないこと
- 月15日以上の出席ができること

### ②　入会決定までの主な流れ

| 区　分 | 4月からの利用の場合 | 5月以降の利用の場合 |
|---|---|---|
| 入会申込 | ●入会申込の日程（申込期限）は、P.3でご確認ください。 | |
| 書類確認<br>（書類審査） | ●不備等がある場合は、電話での問い合わせや書類の追加提出をお願いすることがあります。<br>●**申込期限までに提出が間に合わない場合は、翌月以降の審査**となります。 | |

**入会申込後の申込内容の変更・取下げ**　　ご注意ください

申込内容の変更がある場合は、子ども育成課まで速やかにご連絡ください。
入会申込の取下げ・辞退をされる場合は、入会申込取消届（P.18）の提出が必要です。

**審査**

受入可能人数を超える入会申込があったクラブは、高知市が定める基準に基づいて審査を行い、児童クラブ利用の必要性が高いと認められる順番に案内します。
- 申込期限での希望者全員を対象としますので、**先着による優先はありません。**
- 高学年(4～6年生)の希望者につきましては、**低学年(1～3年生)の入会を優先**すること等により、待機となる場合があります。
- 入会審査においては、**校区内児童を優先**とします。校区外通学の申請理由によっては、児童クラブの入会要件に制限がかかる場合があります。

校区外通学の児童についてはP.6をよくお読みください。

| | 4月からの場合 | 5月以降の場合 |
|---|---|---|
| 結果通知 | 審査の結果は、文書で通知します。 | 審査の結果は、入会決定者にのみ電話で通知します。 |
| 事前面談等 | 利用開始前に、クラブと個別に面談や電話を行うことがあります。<br>日時は、クラブと個別に調整していただきます。 | |

## 2.退会の手続き

**退会届提出**

提出書類：退会届(P.19)
提出期限：**退会希望月の20日まで**(土日祝の場合は翌平日)
提出場所：所属の児童クラブまたは子ども育成課
※3月末の退会は、手続きは不要です。
※退会届の提出がない限り、利用がなくても負担金が発生します。
※退会月の月末までに提出すれば翌月の負担金は発生しませんが、提出期限までの提出にご協力ください。

**退会**

退会手続き完了の通知は行いません。退会届を期限内にご提出いただくことで、口座振替等の停止手続きを行います。

# 3　入会申込の日程

下記ご案内に沿ってお申し込みください。申込に必要な書類についてはP.4をご確認ください。

## 4月からの入会申込

### 募集

**受付期間**

**令和8年12月21日(月)～令和9年1月15日(金)**

**受付場所・受付時間**

次のいずれかの受付場所にご提出ください。

- **各高知市放課後児童クラブ** … 13時30分～18時00分
  （冬休み期間：8時00分～18時00分）
  ※ 通学予定の小学校にある児童クラブへお申し込みください。
- **春野地区放課後児童クラブ** … 14時00分～18時00分
  （冬休み期間：8時00分～18時00分）
  ※ 南ケ丘放課後児童クラブに入会ご希望の方は、南ケ丘放課後児童クラブへお申し込みください。
- **子ども育成課(本庁舎3階302窓口)** … 9時00分～16時30分

**土曜日・日曜日・祝日 、 郵送 、FAX 、電子メール 及び 学校での受付はしておりません。**

### 結果通知

令和9年**3月中旬～3月下旬**に**文書**で通知予定

※ 入会が決まり次第文書を送るため、文書の到着時期は家庭により異なります。

## 5月以降の入会申込

**受付期間**

**入会希望月の前月(1か月前)の20日まで**

（前月の20日が土曜日・日曜日・祝日の場合は直後の開庁日が締切の日となります。）

| 入会希望月 | 申込期限 | 入会希望月 | 申込期限 |
|---|---|---|---|
| 5月 | 令和９年４月20日(火) | 11月 | 令和９年10月20日(水) |
| 6月 | 令和９年５月20日(木) | 12月 | 令和９年11月22日(月) |
| 7月 | 令和９年６月21日(月) | 1月 | 令和９年12月20日(月) |
| 8月 | 令和９年７月20日(火) | 2月 | 令和10年１月20日(木) |
| 9月 | 令和９年８月20日(金) | 3月 | 令和10年２月21日(月) |
| 10月 | 令和９年９月21日(火) | ※提出書類に不備がある場合は、修正等が必要ですので、お早めに申し込むようお願いします。 | |

**受付場所・受付時間**

次のいずれかの受付場所にご提出ください。

- **各高知市放課後児童クラブ** … 13時30分～18時00分
  ※ 通学予定の小学校にある児童クラブへお申し込みください。
- **春野地区放課後児童クラブ** … 14時00分～18時00分
  ※ 南ケ丘放課後児童クラブに入会ご希望の方は、南ケ丘放課後児童クラブへお申し込みください。
- **子ども育成課(本庁舎3階302窓口)** … 9時00分～16時30分

**土曜日・日曜日・祝日 、 郵送 、FAX 、電子メール 及び 学校での受付はしておりません。**

**結果通知**

**入会開始月の前月25日頃、入会決定者にのみ電話で連絡**

# 4　提出書類について

虚偽の記載や不正な書類の提出があった場合は、入会の取消し、入会の保留または退会処分を行いますのでご注意ください。

提出いただいた各書類は、児童クラブに関する事務以外の目的には使用いたしません。

## ①　児童ごとに提出が必要な書類

| 必　要　な　書　類 | 必　要　部　数 |
|---|---|
| **A** 放課後児童クラブ入会申込書(P.10) | 児童ごとに１部 |
| **B** 児童の状況票(P.11)　※上記の書類の裏面 | |
| **C** 児童クラブ入会の必要性を証明する書類（下表参照） | 児童ごとに１部（父母ともに1部ずつ必要） |

| 父母の状況（児童クラブ入会を必要とする事由） | | 必要な添付書類（児童クラブの入会の必要性を証明する書類） | 補足説明 | |
|---|---|---|---|---|
| 就労 | 被雇用者 | □ 就労(予定)証明書（様式1）<br>【記入項目】<br>ア 記入必須欄 ＋ ①事業所の証明<br>または<br>イ 記入必須欄 ＋ ②令和8年源泉徴収票<br>※現在の就労先が令和8年と同一の場合は源泉徴収票で代替可能 | 【記入者】<br>ア 事業所<br>イ 本　人 | 高知市子ども育成課の就労(予定)証明書(様式1)以外の就労証明書を使用する場合も、就労(予定)証明書(様式1)の提出は必要です。その場合は、記入必須欄にご自身で記入のうえ、併せて提出してください。 |
| | 自営業 | □ 自営業申立書（様式2） | 【記入者】本人 | |
| 求職活動（起業準備を含む） | | □ 申立書（様式3）<br>＋<br>□ 求職中を証明する書類(※1) | (※1)いずれかの写し<br>・求職受付票(ハローワークカード)<br>・雇用保険受給資格者証 | |
| その他 | | □ 申立書（様式3） | 妊娠、出産、介護、看護等の理由により保護者が昼間家庭にいない、もしくは児童の健全育成ができない事由がある場合には、本様式にご記入ください。 | |

## ②　児童の状況に応じて必要となる書類

| 対象者(世帯) | 必要な添付書類 | 備　考 |
|---|---|---|
| 食物アレルギー等をお持ちの児童の申込の場合 | 食物アレルギー等に関する対応申請書 | 詳細はP.16を参照してください。 |
| 医師の診断等により与薬が必要な児童の申込の場合 | 与薬依頼書 | 詳細はP.17を参照してください。 |

**【C 児童クラブ入会の必要性を証明する書類 が期限内に間に合わない場合】**

**入会申込書(P.10)及び児童の状況票(P.11)を先に提出**し、不足書類は以下の期限までに必ずご提出ください。

4月入会希望の方：**令和9年2月4日(木) 必着**

5月以降入会の方：**各月の入会申込期限**まで

※期限までに提出がない場合は書類なしとして審査を行うため、入会の優先順位が下がります。
お早めにご準備ください。

# 5　児童の健康状態及び配慮事項について

## 1．入会申込の際の注意

申込児童の利用に係る健康状態及び配慮事項について、出身保育所・認定こども園、幼稚園、学校関係機関、医療機関に意見を求め、連携し児童が安全に過ごせるよう受け入れ体制を整えます。

児童の状況票（P.11）は、申込児童の健康状態等について、ありのままを必ず記入してください。
事前に正確な状況をお知らせいただくことで、必要に応じた「加配支援員」の配置検討など、安全な受け入れ準備を事前に行うことができます。

※　加配支援員の確保が困難な場合や、集団生活の安全確保が著しく難しい場合は、入会をお待ちいただくことまたはお断りすることがあります。
※　虚偽の申請があった場合は、安全に児童を預かるための人員配置や環境整備ができず、現場での予期せぬ事故や大怪我につながる危険性が極めて高くなります。
　そのため、事実と異なる内容での申請が発覚した時点（利用開始後を含む）で、入会決定の取り消しまたは退会をしていただくことがあります。

## 2．児童の状況に応じて必要となる書類について

### ①　心身において特別な配慮が必要な児童、発育や発達の面で気になることのある児童

通所サービス等を利用している場合は、「利用機関名」を記入し、「身体障害者手帳、療育手帳」をお持ちの方は、手帳に記載されている障害名を記入してください。
また、発育や発達の面で気になる様子があり、相談等に行かれている機関のある方は、その機関名を記入してください。（例：高知県立療育福祉センター、児童デイサービス〇〇、△△病院　等）
児童の発育や発達の面で気になる様子が見られた場合は、その内容を記入してください。
（例:言葉の遅れ、落ち着きがない等）
通院・治療中の病気のある児童で、児童クラブでの生活に特別な配慮が必要な場合はお知らせください。

### ②　食物アレルギー等のある児童

食物アレルギー等への対応が必要な児童が入会申込をする場合は、食物アレルギー等に関する対応申請書(P.16)の提出をお願いいたします。
※入会後にアレルギー等への対応が必要となった場合は、随時所属の児童クラブに提出してください。
※口頭での申出には対応できません。アレルギー等への対応が必要な方は必ず申請書を提出してください。
※食物アレルギーの状況により、児童クラブでのおやつ提供が困難な場合があります。その場合、ご家庭からお持ち込みをお願いすることがあります。
※毎年度の提出が必要です。これまでに同じ内容で本申請書を提出したことがある場合でも、継続してアレルギー等への対応が必要な場合は必ず提出してください。

### ③　与薬が必要な児童

医師の診断等により与薬が必要な児童が入会申込をする場合は、与薬依頼書(P.17)を提出してください。
※薬の種類及び回数に変更があった場合は、変更ごとに提出をお願いします。
※同じ薬の場合でも毎年度の提出が必要です。これまでに同じ内容で申請書を提出したことがある場合でも、継続して与薬が必要な場合は必ず提出してください。

# 6　校区外通学の児童について

保護者が仕事等により、昼間家庭にいない小学生を対象として、放課後児童クラブを設置しております。
児童クラブの入会は、**原則、校区内通学の児童が優先**となります。
校区外通学の申請理由によっては、児童クラブの**入会要件に制限がかかる場合があります**。
児童クラブの利用が必要なご家庭は、校区内の小学校への就学をご検討ください。

## 1．入会制限がある児童について

①留守家庭児童対策により、校区外通学を許可されている児童

留守家庭児童対策

●保護者が仕事に従事し、下校後も保護者が自宅にいない状態にある者で、次のあずけ先がある場合
（1）児童の親族（児童からみて三親等以内）
（2）保護者の経営する事業所
（3）保護者の勤務先
（4）（1）以外のご親戚の家や保護者のお知り合いの家
（5）保護者と契約している託児事業所

●校区外通学を上記の理由により認められている兄弟姉妹がいる場合

②高知大学教育学部附属小学校に在籍する児童のうち、小高坂小学校区に居住する児童
※小高坂小学校区以外に居住する高知大学教育学部附属小学校に在籍する児童は、高知市が運営する児童クラブは利用できません。

## 2．入会要件について

上記入会制限がある児童に該当する場合は、在籍する学校（高知大学教育学部附属小学校の児童については小高坂小学校）の児童クラブが**定員に達していない場合のみ、**入会審査のうえ**児童クラブに入会できる場合があります。**

※低学年であっても、上記入会制限がある児童に該当する場合は、4月に入会ができないことがありますので、ご注意ください。

**よくあるお問い合わせ**

Q１－祖父母宅をあずけ先として校区外通学申請を行い、許可を得ました。しかし、祖父母は高齢のため、児童の見守りをすることが困難となったため、児童クラブを利用したいです。
A１－校区外通学申請において届け出たあずけ先が、現在はあずけ先としての役割を果たせない状況であっても、入会審査における配慮事由にはなりません。校区内通学の児童を審査し、その後、希望する児童クラブの定員に空きがある場合は、入会審査のうえ入会できる場合があります。

Q２－知人宅をあずけ先として校区外通学申請を行い、許可を得ました。しかし、17時からしかあずけることができないため、17時まで児童クラブを利用したいです。
A２－上記回答と同じく、校区外通学申請において届け出たあずけ先が、一時あずけられない状況であっても、入会審査における配慮事由にはなりません。

※児童クラブは、保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後の生活を支援するために設置しています。このため、放課後にあずけ先がない校区内の児童を優先してご案内します。
放課後にあずけ先があることで校区外通学を許可されている児童は、校区内通学の児童の審査終了後にご案内します。

# 7　保護者負担金について

## 1．保護者負担金

**月額：8,100円/人**　（令和8年10月1日現在）
※月額料金については、今後変わる場合があります。

- 月の利用日数が0日の場合も、退会手続きが済んでいなければ、月額の負担金をお支払いいただきます。
  また、月途中の退会であっても日割り制度はありません。

## 2．納付方法

保護者負担金は、原則として口座振替で納付してください。
ただし、口座振替の手続きが完了してない期間の保護者負担金は、送付する納入通知書で納付してください。

**＜口座振替申込方法等＞**

| | |
|---|---|
| 口座振替が可能な金融機関 | ・四国銀行　・高知銀行　・高知信用金庫　・高知市農業協同組合<br>・高知県農業協同組合（JA高知県）　・高知県信用農業協同組合連合会 |
| 申込方法 | 入会決定通知に同封の口座振替依頼書に、必要事項を記入のうえ、<br>希望する金融機関の窓口でお申し込みください。 |
| 振替開始 | 手続き完了した翌月（例:5月31日に手続きした場合、6月より振替開始します） |
| 口座振替の注意事項 | ①預貯金残高不足の場合は、振替えができませんので、必ず振替日の前日までに入金してください。振替えができなかった場合は再振替ではなく、納付書を送付しますので、納付書で納めてください。<br>②継続して入会され、引き続き同じ口座からの振替をご希望の場合は、申込不要です。<br>③児童1人ごとに、口座振替の手続きが必要です。２人以上が同時に入会している世帯の場合でも、弟妹児に振替口座の情報は引継ぎされませんので、弟妹児で新たに口座振替の申込が必要となります。 |

## 3．納付期限及び口座振替日

保護者負担金は、毎月末日（12月のみ27日）が納期限です。必ず納期限内にお支払いください。
なお、月の末日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、金融機関の翌営業日が納期限となります。
口座振替の方は、納期限に指定された口座より振替させていただきます。

**滞納した場合の取扱い**

- 督促や催告の措置を講じます。また、正当な理由なく滞納を繰り返した場合は、入会児童・退会児童を問わず、強制執行等の法的措置（預貯金・給与・生命保険・不動産などの差押え等）を行う場合があります。その場合は、滞納額に加え裁判所への申立手続費用が発生します。
- 年３%の遅延損害金が加算される場合があります。
- 入会申込時に保護者負担金が未納（兄弟児分も含む）の場合は、翌年度の入会は滞納が解消されるまでできません。

## 4．保護者負担金の減免

以下の減免要件に該当する場合は、保護者負担金が全額または半額免除となりますので申請してください。
なお、減免決定になるまでは、負担金を一度納付していただき、減免決定後に還付します。

**＜減免申請方法＞**

**申請書**　入会決定通知書に同封します。紛失した場合は、所属の児童クラブまたは子ども育成課にて配布します。

**受付期間**　減免理由ごとに、期間が異なります。申請書にてご確認ください。申請は**年度毎**の受付です。

**提出場所**　所属の児童クラブまたは子ども育成課（土曜日・日曜日・祝日を除く）

**＜減免要件＞**

| 減免申請の理由 | 減免割合 | 要件 |
|---|---|---|
| 生活保護受給 | 全額免除 | 生活保護受給世帯 |
| 市町村民税非課税 | 全額免除 | 世帯全員（同一世帯の祖父母等含む）が非課税の場合 |
| 就学援助受給 | 半額免除 | 対象児童が就学援助を受給している場合 |

# 8　緊急時の帰宅方法について

台風・水害・火災・地震等の災害時あるいは不審者・犯人逃走等の緊急時に、児童クラブでは、児童の安全確保のため、以下の方法により児童を帰宅させます。ご理解のうえ、ご協力をお願いします。

## 1．緊急事態が発生または発生することが予想される場合

**時間帯：児童クラブへ帰会前**

| 学校の対応 | 児童クラブの対応 |
|---|---|
| 臨時休校の場合 | 前日や、当日の朝に臨時休校となった場合、児童クラブもお休みとなります。 |
| 「給食を食べず」に一斉下校等を行う場合 | 児童は児童クラブに寄らずに帰宅となります。 |
| 「給食終了後」に一斉下校等を行う場合 | 全ての児童が児童クラブへ一度帰会し、入会時に「児童票」へ記載いただく緊急時の帰宅方法による帰宅となります。<br>必要に応じて、児童クラブでの一時的な受け入れもしますが、緊急時ですので、できるだけ早く保護者等責任のある方のお迎えをお願いします。<br>※児童クラブへ寄らずに帰宅される場合、または「児童票」に記載いただいた帰宅方法から変更する場合は、**必ず児童クラブへご連絡**ください。<br>※「児童票」は入会決定通知書とともに送付しますので、入会後速やかに提出してください。 |

**時間帯：児童クラブへ帰会後**

| 児童クラブの対応 |
|---|
| 子ども育成課の判断により帰宅となります。ただし、帰宅させることが危険を伴うと予想される場合には、児童クラブで待機となります。できるだけ早く保護者等責任のある方のお迎えをお願いします。 |

## 2．インフルエンザ等集団感染の心配がある場合

学級閉鎖は、感染症の拡大を防止するために行うものです。また、その決定を判断した日は、給食終了後等に授業を切り上げて下校することとなります。該当学級の児童クラブに所属する児童も、感染症拡大を避けるため、児童クラブに寄らずに帰宅となりますのでご承知ください。

## 3．夏休み等の長期休業日の台風等に伴う緊急時の対応

緊急事態の発生等により休会を決定した場合、学校家庭連絡システム（すぐーる）の児童クラブのチャネルに登録されている保護者の方には、すぐーるにてご連絡します。新規に児童クラブチャネルに登録することを希望されるご家庭につきましては児童クラブへご相談ください。児童クラブより手続きをご案内いたします。

なお、すぐーる児童クラブのチャネルを未登録の方には以下の方法でお知らせします。

＜すぐーる未登録家庭へのお知らせ方法＞

**時間帯：児童クラブへ来所する前（自宅にいる場合）**

| 対応 |
|---|
| 前日までに休会を決定した場合は、文書または電話連絡等で、お知らせします。<br>当日朝に決定する場合は、午前7時までに高知市ホームページに掲載します。<br>＜確認方法＞<br>※パソコン・スマートフォンを使って<br>高知市役所ホームページ（http://www.city.kochi.kochi.jp/）　ホームページはこちらから→<br>●高知市役所トップページ → 新着情報　または<br>●「高知市子ども育成課」で検索 → 放課後児童クラブ<br>なお、ホームページで確認いただけない場合の問い合わせは、子ども育成課（TEL 823－9482）または所属の児童クラブにお願いします。（つながりにくい場合があることをご了承ください。） |

**時間帯：児童クラブ開設中**

| 対応 |
|---|
| 子どもたちの安全確保のために、18時より早い時刻にお迎えをお願いすることもあります。ご理解とご協力をよろしくお願いします。 |

## 4．体調不良時の対応

児童の体調不良、発熱（おおむね37.5℃（個人により違いがあります。））により保護者の方にご連絡する場合があります。緊急時の連絡先は必ずお知らせください。

# 放課後児童クラブ入会申込に関する留意事項

入会申込の際に注意すべき点をまとめていますので必ずご確認ください。

### 入会申込の期限

**受付期間内に必ず**入会申込書（P.10）及び児童の状況票（P.11）を提出してください。
提出がなかった場合は、定員に空きがあっても入会できません。

### 校区外児童について

入会審査は**校区内児童**を優先とします。
校区外通学の申請理由によっては、児童クラブの入会要件に制限がかかる場合があります。
詳しくはP.6をよくお読みください。
※低学年であっても、４月に入会できないことがあります。

### 児童の健康状態・配慮事項

申込児童の利用に係る健康状態及び配慮事項について、関係機関に意見を求め、連携し児童が安全に過ごせるよう受け入れ体制を整えます。
児童の状況票（P.11）は、申込児童の健康状態等についてありのままを必ず記入してください。

### 保護者負担金を滞納している場合

保護者負担金の未納がある場合は、滞納が解消されるまで入会できません。（兄弟児分も含む）

| 区分 | 注意すべき内容 | 関連ページ |
|---|---|---|
| 共通事項 | **虚偽**の記載や**不正な書類**があった場合は、入会決定の取り消し、もしくは退会を勧告します。 | 4 |
| 入会申込後変更・取消 | 申込内容の変更がある場合は、子ども育成課まで速やかにご連絡ください。<br>入会申込の取下げ・辞退をされる場合は、入会申込取消届（P.18）の提出が必要です。 | 2・18 |
| 健康状態配慮事項について | 加配支援員の確保が困難な場合や、集団生活の安全確保が著しく難しい場合は、入会をお待ちいただくことまたはお断りすることがあります。<br>※虚偽の申請があった場合は、安全に児童を預かるための人員配置や環境整備ができず、現場での予期せぬ事故や大怪我につながる危険性が極めて高くなります。そのため、事実と異なる内容での申請が発覚した時点（利用開始後を含む）で、入会決定の取り消しまたは退会をしていただくことがあります。 | 5 |
| 審査の対象 | 審査は、申込期限締切日までに提出された書類で行います。<br>書類不備の場合は、正確に審査を行えないため入会審査時、優先順位が下がります。<br>提出書類は、早めにご準備・ご提出ください。 | 2・4 |
| 審査の内容 | 入会については、学年や家庭状況等、入会申込書類の内容を審査のうえ、より優先順位が高い児童から入会決定となります。 | 2 |
| 審査の調査 | 家庭状況及び就労状況並びに校区外からの通学許可に関する状況について高知市が調査をすることがあります。 | 2 |
| 審査の結果通知 | ４月から利用の場合は、３月中旬～下旬に文書で通知を行います。<br>５月から利用の場合は、入会決定者のみ電話連絡を行います。 | 2 |
| クラブ分け | 学年や男女のバランス等を考慮して行います。 | - |

# 高知市放課後児童クラブ入会申込書

9

高 知 市 長 様

以下の項目に同意し、次のとおり高知市放課後児童クラブの入会を申し込みます。

1　高知市が、児童クラブの入会審査のために、世帯情報等の必要な情報について、住民基本台帳その他公簿等を確認すること及び他の行政機関等に必要な資料の提供を求めること。
2　児童クラブの運営上必要と認められる情報は、関係機関と情報共有すること。
3　申請内容に虚偽(提出書類の偽造、改ざん等を含む。)があった場合は、入会申込及び入会決定を取り消す場合があること。
4　入会案内及び放課後児童クラブ入会申込に関する留意事項(P.9)の内容を確認し、その内容に同意すること。

令和　　年　　月　　日

保 護 者 ①　　児童との続柄 (　　)

保 護 者 ②　　児童との続柄 (　　)

連絡先電話番号:　　連絡先電話番号:

| 申込児童氏名 | 生年月日 | 性別 | 学校・クラブ | 学年 | 出身保育園及び幼稚園 |
|---|---|---|---|---|---|
| (ふりがな) | 平成・令和<br>年　月　日 | □ 男<br>□ 女 | □ _____小学校<br>□ 南ケ丘児童クラブ | (令和9年4月時点)<br>年 | 保育園<br>幼稚園 |

| | |
|---|---|
| **現住所**<br>※入会時に転居予定の場合は、転居後の住所も併せてご記入ください。 | 〒 |
| **入会希望理由**<br>(※該当する方にレを記入) | □ 保護者が労働等により昼間家庭にいないため<br>□ その他(様式3に記入してください。) |
| **入会できなかった場合の居場所** | 児童の自宅・親族・保護者勤務先・知人宅・その他(　　) |
| **校区外通学の許可内容**<br>※兄弟姉妹が校区外通学の許可を受けている学校へ兄弟姉妹が通学する場合は、兄弟姉妹の許可内容をご記入ください。 | □ 校区内に転居(予定) □ 特認校制度 □ その他校区外(　　)<br>□ 留守家庭児童対策(あずけ先あり)<br>【あずけ先所在地:　　(児童の親族・保護者勤務先・知人宅・その他)】 |

**家族の状況　家族全員を記入してください。**(申込児童を除く。)

| 氏名 | 申込児童との続柄 | 同居・別居 | 勤務先名とその住所／学校学年等<br>※育休・休職中の方は職場復帰予定日を記入してください。<br>※学校学年等は**令和9年4月時点**のものを記入してください。 | | 電話番号<br>(勤務先) | 帰宅時間 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| (ふりがな) | | 同・別 | (勤務先名称) | (勤務先住所) | | |
| (ふりがな) | | 同・別 | | | | |
| (ふりがな) | | 同・別 | | | | |
| (ふりがな) | | 同・別 | | | | |
| (ふりがな) | | 同・別 | | | | |

**祖父母について記入してください。**

**※同居の場合は住所欄に同居と記入してください。**
**※不存在の場合は「不存在」欄の□にチェックをお願いします。**

| | (父方)氏名 | 住所 | 不存在 | 就労の有無 | | (母方)氏名 | 住所 | 不存在 | 就労の有無 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 祖父 | | (住所)<br>(TEL) | □ | 有・無 | 祖父 | | (住所)<br>(TEL) | □ | 有・無 |
| 祖母 | | (住所)<br>(TEL) | □ | 有・無 | 祖母 | | (住所)<br>(TEL) | □ | 有・無 |

# 児童の状況票

本票は、児童の健康状態等について、ありのままを必ず記入してください。安全な受け入れ準備を行うために、参考にさせていただきます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 児 童 名 | | 学年 | 年生 |
| 食物アレルギー等 | □ なし | □ あり ※児童クラブで対応が必要な場合は、P.16 をご提出ください。<br>内容（ ） | □その他気になること<br>内容（ ） |
| 継続して服薬中の薬 | □ なし | □ あり ※児童クラブの支援員が与薬する必要がある場合は、P.17 をご提出ください。<br>内容（ ） | □その他気になること<br>内容（ ） |
| 通院・治療中の病気 | □ なし | □ あり<br>病名（ ）<br>医療機関（ ） | |
| 児童の発達面で気になること | □ なし | □ あり<br>状況（ ）<br>過去に相談したことがある医療機関（ ） | |
| 障害手帳等の有無 | □ なし | あり<br>□ 療育手帳<br>□ 身体障害者手帳 | 障害名（ ） |
| 放課後デイサービス等利用状況 | □ なし | □ 利用する □ 利用検討中<br>放課後デイサービス等の利用頻度について記入してください。<br>月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ＿＿＿日/週 | |
| その他児童クラブを利用するにあたって児童の気になること | □ なし | □ あり<br>（ ） | |

| 確認欄（※記入不要） | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 新規・継続 | 受付番号 | 受付年月日 | 受付確認印 | | 添付書類 | 処理印 | |
| | | ・ ・ | | | | | |
| 備考・連絡事項 | | | | | | | |

# 父 親 の 添 付 書 類

9

## 様式1 就 労（予 定）証 明 書

※家庭状況により、就業時間や勤務日数を制限されている場合は、**様式3 申立書**に追加で記入ください。
※本様式以外の就労証明書を使用される場合は、本証明書の記入必須欄を記入のうえ、添付して提出してください。

**記入必須**

| | | |
|---|---|---|
| 氏　　名 | | |
| 自 宅 住 所 | | |
| 雇 用 形 態 | | 常勤 ・ 臨時 ・ パート ・ その他（　　） |
| 就労(予定)年月日 | | 昭和 ・ 平成 ・ 令和　　年　　月　　日から |
| 勤　務　日 | | 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日 ・ 祝日 ・ 不定期 |
| 就業時間 | 平 日 | 時　　分　～　　時　　分 |
| | 土日祝 | 時　　分　～　　時　　分 |
| 勤 務 日 数 | | 平均　　日／月 |

**①事業所証明**

**上記のとおり相違ありません。**

令和　　年　　月　　日

事業所名

所 在 地

代表者名

担当者名

電　話

**②源泉徴収票の写し（令和8年）**

源泉徴収票　貼付箇所

※現在の就労先が令和8年と同一の場合は、①事業所証明を②令和8年源泉徴収票に代替できます。その場合は、①事業所証明は不要です。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| （　　）小学校放課後児童クラブ | 令和9年度<br>学年 | 年生 | 児童名 | |

| 受付番号 |
|---|
| |

# 父 親 の 添 付 書 類

9

## 様式2 自 営 業 申 立 書

| | | |
|---|---|---|
| 業　　種 | | |
| 営業内容 | | |
| 営業場所 | | |
| 営 業 日 | | 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日 ・ 祝日 ・ 不定期 |
| 営業時間 | 平 日 | 時　　分　～　　時　　分 |
| | 土日祝 | 時　　分　～　　時　　分 |
| 定 休 日 | | |

上記のとおり営業していることに相違ありません。

令和　　年　　月　　日

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　　話 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

## 様式3 申　　立　　書

※求職活動を理由に入会を申し込む場合は、求職受付票（ハローワークカード）又は雇用保険受給資格者証の写しを添付してください。

父親について

様式1～2のいずれにも該当しませんが、次の理由により入会を申し込みます。

（理由）

令和　　年　　月　　日

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　　話 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| （　　）小学校放課後児童クラブ | 令和9年度<br>学年 | 年 生 | 児童名 | |

| 受付番号 |
|---|
| |

# 母 親 の 添 付 書 類

9

## 様式1 就 労（予 定）証 明 書

※家庭状況により、就業時間や勤務日数を制限されている場合は、**様式3 申立書**に追加で記入ください。
※本様式以外の就労証明書を使用される場合は、本証明書の記入必須欄を記入のうえ、添付して提出してください。

**記入必須**

| | | |
|---|---|---|
| 氏　　名 | | |
| 自 宅 住 所 | | |
| 雇 用 形 態 | | 常勤 ・ 臨時 ・ パート ・ その他（　　） |
| 就労(予定)年月日 | | 昭和 ・ 平成 ・ 令和　　年　　月　　日から |
| 勤　務　日 | | 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日 ・ 祝日 ・ 不定期 |
| 就業時間 | 平 日 | 時　　分　～　　時　　分 |
| | 土日祝 | 時　　分　～　　時　　分 |
| 勤 務 日 数 | | 平均　　日／月 |

**①事業所証明**

**上記のとおり相違ありません。**

令和　　年　　月　　日

事業所名

所 在 地

代表者名

担当者名

電　話

**②源泉徴収票の写し（令和8年）**

**源泉徴収票　貼付箇所**

※現在の就労先が令和8年と同一の場合は、①事業所証明を②令和8年源泉徴収票に代替できます。その場合は、①事業所証明は不要です。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| （　　）小学校放課後児童クラブ | 令和9年度<br>学年 | 年生 | 児童名 | |

| 受付番号 |
|---|
| |

# 母 親 の 添 付 書 類

9

## 様式2 自 営 業 申 立 書

| | | |
|---|---|---|
| 業　　種 | | |
| 営業内容 | | |
| 営業場所 | | |
| 営 業 日 | | 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日 ・ 祝日 ・ 不定期 |
| 営業時間 | 平 日 | 時　　分　～　　時　　分 |
| | 土日祝 | 時　　分　～　　時　　分 |
| 定 休 日 | | |

上記のとおり営業していることに相違ありません。

令和　　年　　月　　日

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　　話 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

## 様式3 申　　立　　書

※求職活動を理由に入会を申し込む場合は、求職受付票（ハローワークカード）又は雇用保険受給資格者証の写しを添付してください。

母親について

様式1～2のいずれにも該当しませんが、次の理由により入会を申し込みます。

（理由）

令和　　年　　月　　日

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　　話 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| （　　）小学校放課後児童クラブ | 令和9年度<br>学年 | 年 生 | 児童名 | |

| 受付番号 |
|---|
| |

**この申請書は食物アレルギー等への対応が必要なお子さんが入会申込をする場合のみ提出が必要です。**

**※入会後にアレルギー等への対応が必要となった場合は、随時所属の児童クラブに提出してください。**
**※口頭での申出には対応できません。アレルギー等への対応が必要な方は必ず申請書を提出してください。**
**※毎年度の提出が必要です。これまでに同じ内容で本申請書を提出したことがある場合でも、継続してアレルギー等への対応が必要な場合は必ず提出してください。**

令和　　年　　月　　日

# 食物アレルギー等に関する対応申請書

高知市長　様

食物アレルギー等への放課後児童クラブでの対応について、次のとおり申請します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 放課後児童クラブ名 | 小学校　第　　放課後児童クラブ | | |
| 児 童 名 | | 学　年 | 年生 |
| 除去が必要な食品等 | 卵 ・ 乳 ・ 小麦 ・ えび ・ かに ・ 落花生 ・ そば ・ くるみ<br>その他(　　)<br>※該当するアレルゲンに〇をしてください。 | | |
| 食物アレルギー等症状の詳細 | | | |
| 処方薬<br>(エピペン等) | □ 有(　　)　□ 無<br>※児童クラブでの与薬が必要な場合は別途『与薬依頼書』を提出してください。 | | |
| 児童クラブに希望する事柄 | | | |

◆医師の指示書がある場合、写しの添付をお願いします。

＊食物アレルギー等の対応実施にあたり、下記のことを理解して同意します。
（すべての項目を確認の上、チェックしてください。）

□ 微量混入の可能性は完全に排除できないこと。(製造ライン等意図せず混入する場合も含む。)
□ 定期的及び必要に応じて、対応内容について学校と協議する場合があること。
□ 必要に応じて、対応内容について詳細な面談を行う場合があること。
□ アレルギーの状況により、児童クラブで対応が難しいときには、おやつ提供ができず、ご家庭からの持ち込みをお願いする場合があること。

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

［以下記入不要］

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| □対応中止 | 令和　　年　　月　　日<br>申出者氏名(　　) | 確認欄 | | |

令和　　年　　月　　日

# 与薬依頼書

高知市長　様

　下記の児童について、医師の診断を受けたところ、次のとおりの指示がありましたので、私に代わって放課後児童クラブでの与薬をお願いいたします。

<table>
<tr><td colspan="2">放課後児童クラブ名</td><td colspan="3">小学校　第　放課後児童クラブ</td></tr>
<tr><td colspan="2">児 童 名</td><td></td><td>学　年</td><td>年生</td></tr>
<tr><td colspan="2">病 院 名<br>連 絡 先</td><td>（　　－　　－　　）</td><td>主 治 医</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">病名</td><td colspan="3">☐ 食物アレルギー等(アレルゲン:　　)<br>☐ その他(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">症状<br>（発症状況等含む）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">薬について</td><td>①薬名</td><td>薬A</td><td colspan="2">薬B</td></tr>
<tr><td>②種類<br>（粉末・シロップ等）</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>③回数・一回あたりの与薬の量</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>④与薬の時間</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>⑤保管場所</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>⑥薬剤の投与・<br>使用方法</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">緊急時の対応方法</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他連絡事項</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

◆薬の種類・回数等に変更があった場合は、変更ごとに提出をお願いします。

　上記記載事項に相違ありません。なお、与薬に伴い生じた一切の結果に関するすべての責任は私が負うものとし、与薬に関わった者の責任を問うことはありません。

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

［以下記入不要］

<table>
<tr><td rowspan="2">☐対応中止</td><td>令和　　年　　月　　日</td><td rowspan="2">確認欄</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>申出者氏名(　　)</td></tr>
</table>

9

# 入 会 申 込 取 消 届

高知市長 様

令和　　年　　月　　日

届出者　保護者氏名

住所

放課後児童クラブへの入会について、入会申込を取り消しますので、下記のとおり届け出ます。

記

| | | | |
|---|---|---|---|
| 学 校 名 | 小　学　校 | | |
| 児 童 名 | (ふりがな) | 学　年 | 年 |
| 取 消 理 由 | | | |

[以下記入不要]

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 受付年月日 | 令和　　年　　月　　日 | 確認欄 | | |

9

# 退 会 届

高知市長 様

令和　　年　　月　　日

届出者　保護者氏名

住所

放課後児童クラブを退会しますので、下記のとおり届け出ます。

記

| | | | |
|---|---|---|---|
| 放課後児童クラブ名 | 小学校 〔 第1・第2 / 第3・第4・第5 〕 放課後児童クラブ | | |
| 児　童　名 | (ふりがな) | 学　年 | 年 |
| 退会希望日 | 令和　　年　　月　　日 | 通知書番号<br>(分からない場合は記入不要) | |
| 退会理由 | ※住所移転による退会の場合は、新住所をご記入ください。<br>新住所: | | |
| すぐーる利用状況 | すぐーる放課後児童クラブのチャネルに登録している　〔 はい ・ いいえ 〕 | | |

※「すぐーる放課後児童クラブのチャネルに登録している」で「はい」を選ばれた方は、児童クラブチャネルを削除していただくようお願いします。

［以下記入不要］

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 受付年月日 | 令和　　年　　月　　日 | 確認欄 | | | |

# 放課後児童クラブ一覧表

## 高知市が運営または運営委託している児童クラブ

（令和8年 10 月 1 日現在）

| NO. | 放課後児童クラブ名 | | 愛　称 | 電話番号 | 所在地 | 運営主体 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 朝倉小学校 | 第一放課後児童クラブ | くすのき | 844-4420 | 朝倉本町 2-11-20 | 高知市 |
| 2 | | 第二放課後児童クラブ | もくれん | 090-5279-4415 | | |
| 3 | | 第三放課後児童クラブ | せせらぎ | 840-1383 | | |
| 4 | 朝倉第二小学校 | 第一放課後児童クラブ | みどり | 843-0108 | 若草南町 23-56 | |
| 5 | | 第二放課後児童クラブ | きみどり | 843-0121 | | |
| 6 | | 第三放課後児童クラブ | ミント | 080-2992-3524 | | |
| 7 | 鴨田小学校 | 第一放課後児童クラブ | わしお | 080-8319-3452 | 鴨部 1155 | |
| 8 | | 第二放課後児童クラブ | ひかり | 844-5447 | | |
| 9 | | 第三放課後児童クラブ | のぞみ | 844-1325 | | |
| 10 | 神田小学校 | 第一放課後児童クラブ | えぼし | 832-6676 | 神田 1174-1 | |
| 11 | | 第二放課後児童クラブ | 第二えぼし | 831-3047 | | |
| 12 | | 第三放課後児童クラブ | 第三えぼし | 832-6926 | | |
| 13 | | 第四放課後児童クラブ | 第四えぼし | 080-8635-0059 | | |
| 14 | | 第五放課後児童クラブ | 第五えぼし | 837-1007 | | |
| 15 | 旭東小学校 | 第一放課後児童クラブ | こばと | 843-5256 | 北端町 50 | |
| 16 | | 第二放課後児童クラブ | ゆず | 872-6015 | | |
| 17 | | 第三放課後児童クラブ | ふたば | 080-2990-3652 | | |
| 18 | 第四小学校 | 第一放課後児童クラブ | いちょう | 824-3687 | 上町 2-1-11 | |
| 19 | | 第二放課後児童クラブ | いちょう2 | 080-8319-3456 | | |
| 20 | 第六小学校 | 放課後児童クラブ | にこにこ | 875-2184 | 升形 9-4 | |
| 21 | 一ツ橋小学校 | 第一放課後児童クラブ | たけのこ | 080-8319-3459 | 吉田町 4-10 | |
| 22 | | 第二放課後児童クラブ | きのこ | 873-3029 | | |
| 23 | 江ノ口小学校 | 放課後児童クラブ | つばさ | 855-3780 | 新本町 1-8-12 | |
| 24 | 秦小学校 | 第一放課後児童クラブ | わかくさ | 824-3224 | 愛宕山 18 | |
| 25 | | 第二放課後児童クラブ | のいちご | 825-0437 | | |
| 26 | | 第三放課後児童クラブ | さくらんぼ | 090-5141-0154 | | |
| 27 | | 第四放課後児童クラブ | こなつ | 822-4118 | | |
| 28 | 旭小学校 | 第一放課後児童クラブ | おおとり | 840-1469 | 本宮町 15 | |
| 29 | | 第二放課後児童クラブ | あゆみ | 080-2992-3427 | | |
| 30 | 横内小学校 | 第一放課後児童クラブ | どんぐり | 840-2843 | 横内 242-12 | |
| 31 | | 第二放課後児童クラブ | しいのみ | 080-1993-1827 | | |
| 32 | | 第三放課後児童クラブ | くるみ | 080-8640-7155 | | |
| 33 | | 第四放課後児童クラブ | かしのみ | 080-2991-5475 | 口細山 169-15　旭ｸﾞﾘｰﾝﾋﾙｽﾞ集会所 | |
| 34 | 小高坂小学校 | 第一放課後児童クラブ | あおぎり | 872-0133 | 新屋敷 1-11-5 | |
| 35 | | 第二放課後児童クラブ | はるかぜ | 080-1997-1286 | | |
| 36 | 初月小学校 | 第一放課後児童クラブ | たんぽぽ | 871-0714 | 南久万 128 | |
| 37 | | 第二放課後児童クラブ | げんき | 090-8664-8065 | | |
| 38 | | 第三放課後児童クラブ | ひばり | 090-5145-0075 | | |
| 39 | 泉野小学校 | 第一放課後児童クラブ | やまびこ | 846-0109 | 東秦泉寺 788 | |
| 40 | | 第二放課後児童クラブ | やまびこ2 | 080-1993-1828 | | |
| 41 | | 第三放課後児童クラブ | やまびこ3 | 845-2751 | | |
| 42 | 一宮小学校 | 第一放課後児童クラブ | なかよし | 845-6523 | 一宮西町 1-9-1 | |
| 43 | | 第二放課後児童クラブ | なかよし第2 | 090-5141-0185 | | |
| 44 | | 第三放課後児童クラブ | なかよし第3 | 845-1703 | | |
| 45 | 一宮東小学校 | 第一放課後児童クラブ | しなね | 846-2513 | 一宮東町 1-20-1 | |
| 46 | | 第二放課後児童クラブ | トマト | 080-8319-3461 | | |

| NO. | 放課後児童クラブ名 | | 愛　称 | 電話番号 | 所在地 | 運営主体 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 47 | はりまや橋小学校 | 第一放課後児童クラブ | ポ プ ラ | 885-7766 | はりまや町 2-14-8 | 高知市 |
| 48 | | 第二放課後児童クラブ | ポ プ ラ 2 | 861-0179 | はりまや町 2-11-22 谷脇ビル1階 | |
| 49 | 江陽小学校 | 第一放課後児童クラブ | ひ じ ま | 080-8319-3464 | 江陽町 1-30 | |
| 50 | | 第二放課後児童クラブ | ひ じ ま 2 | 882-9145 | | |
| 51 | 昭和小学校 | 第一放課後児童クラブ | し も じ | 882-7445 | 日の出町 7-61 | |
| 52 | | 第二放課後児童クラブ | ひ の で | 080-8319-3466 | | |
| 53 | | 第三放課後児童クラブ | や よ い | 884-7285 | | |
| 54 | 高須小学校 | 第一放課後児童クラブ | す み れ | 080-8319-3468 | 高須 1-1-55 | |
| 55 | | 第二放課後児童クラブ | こ す も す | 884-5206 | | |
| 56 | | 第三放課後児童クラブ | れ ん げ | 882-1028 | | |
| 57 | 大津小学校 | 第一放課後児童クラブ | や ま も も | 080-8640-7154 | 大津乙 972 | |
| 58 | | 第二放課後児童クラブ | な の は な | 866-9603 | | |
| 59 | | 第三放課後児童クラブ | や い ろ | 090-5141-0259 | | |
| 60 | 介良小学校 | 第一放課後児童クラブ | け ら ふ じ | 860-1351 | 介良乙 2735-1 | |
| 61 | | 第二放課後児童クラブ | つ ぼ み | 080-2991-5941 | | |
| 62 | 介良潮見台小学校 | 第一放課後児童クラブ | か ぜ の こ | 860-1464 | 潮見台 1-2602-1 | |
| 63 | | 第二放課後児童クラブ | め じ ろ | 080-8319-3469 | | |
| 64 | 五台山小学校 | 放課後児童クラブ | オ レ ン ジ | 861-2035 | 五台山 3371 | |
| 65 | 十津小学校 | 第一放課後児童クラブ | わ か ば | 080-8319-3472 | 十津 4-27-1 | |
| 66 | | 第二放課後児童クラブ | あ お ば | 847-7503 | | |
| 67 | 三里小学校 | 放課後児童クラブ | さ く ら | 847-7524 | 仁井田 1356 | |
| 68 | 潮江小学校 | 第一放課後児童クラブ | ひ つ ざ ん | 832-3680 | 百石町 2-4-40 | |
| 69 | | 第二放課後児童クラブ | つ く し | 090-1572-4956 | | |
| 70 | 潮江東小学校 | 第一放課後児童クラブ | あ す な ろ | 831-9115 | 潮新町 2-1-54 | |
| 71 | | 第二放課後児童クラブ | す ば る | 080-8319-3478 | | |
| 72 | 潮江南小学校 | 第一放課後児童クラブ | ひ ま わ り | 080-1993-1829 | 高見町 248-1 | |
| 73 | | 第二放課後児童クラブ | あ お ぞ ら | 832-0187 | | |
| 74 | 横浜小学校 | 第一放課後児童クラブ | た ま し ま | 842-0294 | 瀬戸東町 1-26 | |
| 75 | | 第二放課後児童クラブ | よ こ は ま | 080-2990-3518 | | |
| 76 | 横浜新町小学校 | 第一放課後児童クラブ | も え ぎ | 090-5141-0269 | 横浜新町 5-2201 | |
| 77 | | 第二放課後児童クラブ | か え で | 842-7010 | | |
| 78 | | 第三放課後児童クラブ | み も ざ | 842-2374 | | |
| 79 | 長浜小学校 | 放課後児童クラブ | ゆ う か り | 842-3711 | 長浜 4811 | |
| 80 | 春野西小学校 | 放課後児童クラブ | | 894-2901 | 春野町弘岡中 2501 | |
| 81 | 春野東小学校 | 放課後児童クラブ | | 842-8301 | 春野町東諸木 3978 | |
| 82 | | 南ケ丘<br>放課後児童クラブ | | 842-4477 | 春野町南ヶ丘 3-8-2 | |

## 高知市の補助事業を活用し民間事業者が運営する児童クラブ

※児童クラブの運営、定員又は利用料に関することについては、各事業者へ直接お問い合わせください。

| NO. | 放課後児童クラブ名 | 電話番号 | 所在地 | 運営主体 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 高 知 キ ッ ズ ア カ デ ミ ー 1 | 821-7521 | 知寄町 1 丁目 8-18-201 | (学)平成学園 |
| 2 | 高 知 キ ッ ズ ア カ デ ミ ー 2 | | 知寄町 1 丁目 8-18-107 | |
| 3 | は り ま や ア カ デ ミ ー | | はりまや町 1 丁目 11-21 | |
| 4 | わ ら べ 館 | 821-8033 | 長浜蒔絵台 2 丁目 29-3 | (株)わらべ館 |
| 5 | 未 来 の こ ど も ク ラ ブ | 881-1993 | 中秦泉寺 47-1 コーポ N1階 | (社)未来のこどもクラブ |
| 6 | た か す っ ち | 855-5646 | 高須2丁目 14-15VIRAGE TAKASU 1階 | (株)翠林社 |

各児童クラブの HP はこちらから

平成学園

わらべ館

未来のこどもクラブ

「たかすっち」については、お電話にてお問い合わせください。

# 児童が放課後を過ごす場所

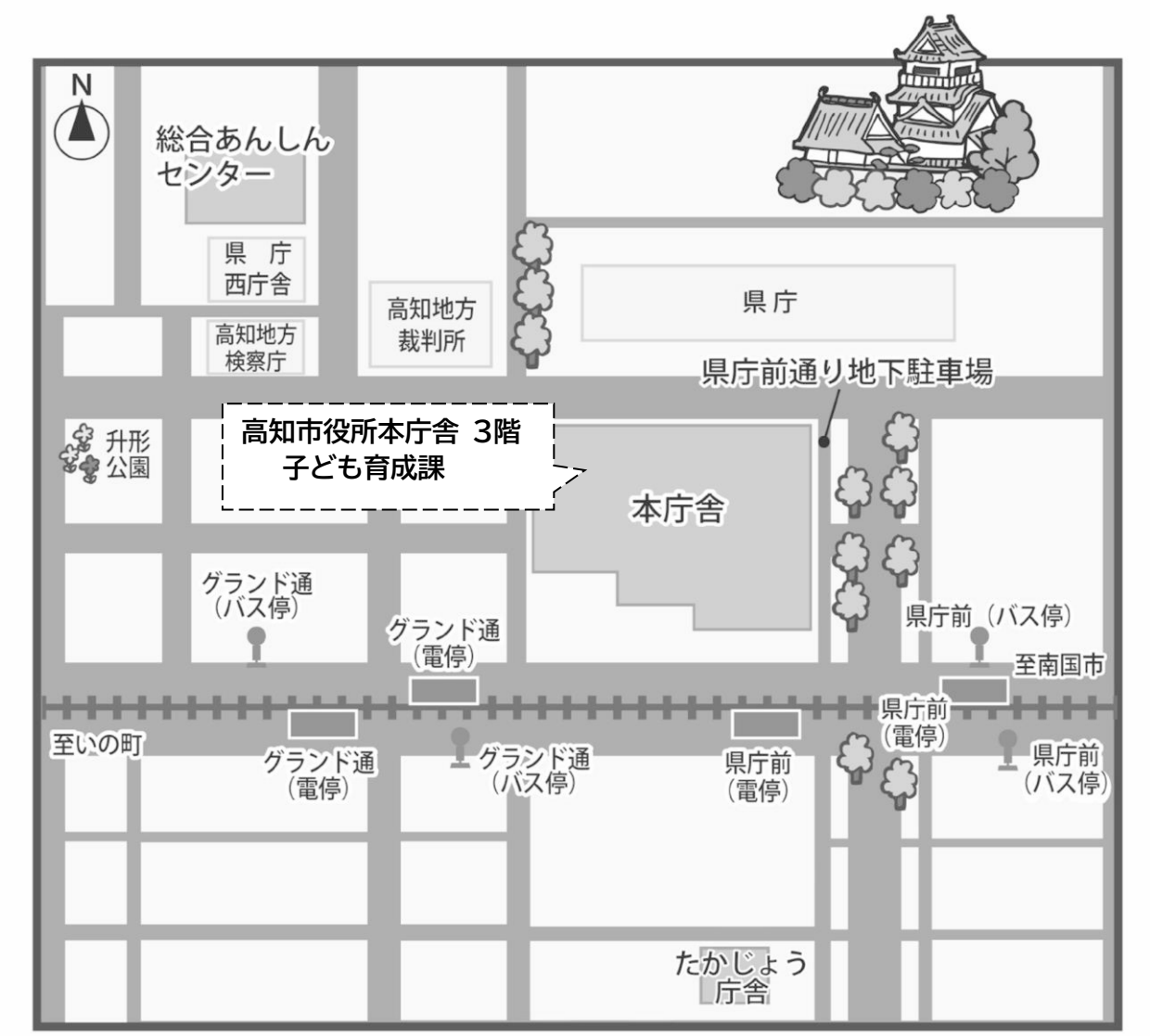
放課後児童クラブ･放課後学習室･放課後子ども教室があります。

| | 放課後児童クラブ | 放課後子ども教室 | |
|---|---|---|---|
| | | 放課後学習室 | 放課後子ども教室 |
| 事業内容等 | 保護者が仕事等により、昼間家庭にいない児童を対象として、保護者の子育て支援を行うため、放課後や休日の安心で安全な生活や遊びの場を提供します。<br>複数の支援員で、児童の支援を行います。 | 放課後児童クラブを設置している小学校の、4～6年生を対象として、放課後や長期休業日における学習習慣の定着や学力の向上を図るため、学びの場を提供します。<br>学習指導は、教員 OB や地域の方が行います。 | 放課後児童クラブを設置していない小･義務教育学校の、全学年児童を対象として放課後や長期休業日における安心･安全な居場所を提供します。<br>遊び等を中心とした活動を行い、地域の方が安全管理を行います。 |
| | 全学年対象 | 4年生～6年生 | 全学年対象 |
| | 留守家庭対策 | 学習を主とした<br>放課後の居場所 | 遊びを主とした<br>放課後の居場所 |
| | 各校内の余裕教室や敷地内の専用施設で開設<br>※はりまや橋小の第二放課後児童クラブ、横内小の第四放課後児童クラブ、春野東小の南ケ丘放課後児童クラブは学校敷地外 | 各校内の余裕教室等を使用 | 各校の運動場等を使用 |
| 実施学校名 | 第四、第六、江ノ口、江陽、旭、旭東、潮江、潮江東、小高坂、昭和、秦、初月、横浜、長浜、三里、五台山、高須、一宮、朝倉、鴨田、神田、一ツ橋、介良、大津、朝倉第二、潮江南、泉野、一宮東、十津、横浜新町、介良潮見台、横内、春野東、春野西、はりまや橋<br><br>（35 小学校 82 クラブ） | 第四、第六、江ノ口、江陽、旭、旭東、潮江、横浜、潮江東、小高坂、秦、三里、五台山、高須、一宮、朝倉、鴨田、神田、一ツ橋、介良、大津、朝倉第二、潮江南、昭和、泉野、一宮東、十津、横浜新町、介良潮見台、横内、春野東、春野西、はりまや橋、長浜、初月<br><br>（35 小学校） | 浦戸、布師田、久重、行川学園、鏡、土佐山学舎<br><br>（6小学校･義務教育学校） |
| 開設日 | ･学期中（放課後～18:00）<br>･長期休業中、学校代休日<br>（春、夏、冬の休みや参観日や運動会等の振替休日、8:00～18:00） | ･学期中（放課後の時間帯）<br>･長期休業中（期間限定で実施）<br>※週に1～3回程度<br>※学校ごとに回数や時間帯<br>内容等が違います。 | ･学期中（放課後の時間帯）<br>･長期休業中（月～金）<br>※土、日、祝日は実施せず<br>※長期休業中の実施は学校ごとで決めています。 |
| 事業者 | 高知市（子ども育成課）<br>※高知市が委嘱した、資格を有する放課後児童支援員が指導･支援を行います。 | 各校の運営委員会<br>※委員の構成は PTA 役員、地域の方、学校管理職等<br>※指導者は教員 OB など | 各校の運営委員会<br>※委員の構成は PTA 役員、地域の方、学校管理職等<br>※安全管理は、地域の方 |
| 負担金 | 月額 8,100 円<br>※減免制度あり<br>（申請が必要） | 傷害保険料のみ<br>※参加料は無料 | 傷害保険料のみ<br>※参加料は無料<br>（材料費を徴収する場合あり） |

※実施学校は、令和8年 10 月1日現在です。

※放課後児童クラブには、高知市の補助金を受け、民間事業者が運営する児童クラブがあります。（P.21 参照）

# 子ども育成課案内図




この入会案内は、高知市ホームページ子ども育成課のページにも掲載されています。様式等をダウンロードされる場合は、「子ども育成課」をご確認ください。

また、以下の QR コードからも子ども育成課のページへアクセスすることができます。

**子ども育成課ホームページはこちらから**


問い合わせ先
高知市こども未来部子ども育成課
〒780-8571　高知市本町5丁目1番 45 号
高知市役所本庁舎3階
TEL:088-823-9482
FAX:088-825-2440